

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和4年9月12日

○出席委員

委員 長	浜 口 一 利	副 委 員 長	瀬 崎 伸 一
委 員	南 川 則 之	委 員	濱 口 正 久
委 員	片 岡 直 博	委 員	奥 村 敦
委 員	河 村 孝	委 員	山 本 哲 也
委 員	中世古 泉	委 員	戸 上 健
委 員	坂 倉 広 子	委 員	坂 倉 紀 男
委 員	世 古 安 秀		
議 長	木 下 順 一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・濱口選挙管理委員会書記長、清水書記次長
- ・濱口総務課長、山本補佐
- ・小竹教育長
- ・平賀生涯学習課長、中村補佐

○参考人

- ・大谷茂良氏、押田幸隆氏

○職務のために出席した事務局職員

議会事務局 長	岩 井 太	次 長 兼	平 山 智 博
議事総務係 書記	岡 村 なぎさ	議事総務係 長	

(午前10時00分 再会)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第24号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について、議案第25号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、議案第26号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、議案第27号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第28号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、請願第1号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願について、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願についての議案5件と請願2件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

なお、議事の都合上、請願第1号の審査から先に行います。

この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました請願第1号の1件について、本日、請願者である公益社団法人鳥羽市シルバー人材センター理事長の大谷茂良氏と同事務局長の押田幸隆氏を参考人として出席を求めて意見を聞きたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○浜口一利委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、そのように手続を進め、出席していただきますので、しばらくお待ちください。

参考人を呼んでください。

お座りください。座ってください。

本日は参考人として、請願者である公益社団法人鳥羽市シルバー人材センター理事長の大谷茂良氏と同事務局長の押田幸隆氏の出席を得ております。

これより審査の方法を申し上げます。

まず、参考人より補足がありましたら述べていただき、委員よりご質疑がある場合は参考人よりお答えいただくようお願いをいたします。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て挙手のうえ発言をし、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご了承をお願いをいたします。

それでは、請願第1号の内容については、既に本会議で紹介議員から朗読をいただいておりますので、朗読は省略をさせていただきます。

それでは、大谷参考人、補足等ご意見がありませんか。

大谷参考人。座っていいですよ。

○大谷茂良参考人 皆さん、おはようございます。

公益社団法人鳥羽市シルバー人材センター理事長の大谷茂良でございます。

日頃から、議員の皆様方には当センターの事業運営に関しましていろいろとご支援をいただいておりますことを厚く感謝申し上げます。

また、本日はインボイス制度に関する請願書を提出いたしましたところ、説明の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

既にお手元に配付していただいております、適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願でございます。

まず、請願の趣旨、理由等につきましては、ご承知のとおりでございます。

ご案内のとおり、インボイス制度が実施されますと、当センターに新たな税負担が生じますが、その財源が全くないということでございます。つまり、公益法人である人材センターは収支相償が経営の基本とされているところでございます。

ちなみに、当センターの経営状況の実績を申し上げますと、当センターの経営実績は、コロナ感染拡大の影響を受けまして、収益費用とも8,000万円程度で推移をいたしております。その収支は令和元年度163万3,000円の黒字でありましたが、2年度は66万8,000円、3年度は4万4,000円前後で推移するものと予想されます。今後におきましても、収益費用とも8,000万円前後で推移すると。

そこで、ご説明するに当たりまして、令和3年度の決算を基本として申し上げます。

令和3年度の会員収入は4,287万6,000円、消費税428万7,000円、合計4,716万4,000円が配分金として支払われております。この消費税額428万7,000円は、これまで仕入税額控除として認められておりましたが、インボイス制度により認められなくなりました。したがって、428万7,000円の消費税額は全額センターが負担することになります。

そこで、影響が大きいため、激変緩和措置として、実施後6年間は経過措置が設けられました。つまり、令和5年10月1日から実施されますが、令和8年9月30日までの3年間は免税事業者、つまり会員からの仕入れにつき80%控除は可能、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは同様に50%控除可能となります。

これを消費税に当てはめると、支払額は令和5年10月1日から令和8年9月30日まで、つまり428万7,000円掛ける20%イコール85万円、3年間は85万円を税として払う、つまり80%の軽減ですから、残り20%をシルバーが負担すると、こういうことでございます。同様に、令和8年10月1日から令和11年9月30日まで、428万7,000円掛ける50%イコール214万円を各年度に支払うこととなります。

したがって、令和11年10月1日からは、控除期限、対象期限から外れますので、その後控除がなくなり、毎年、このままいきますと、毎年428万7,000円を支払うこととなります。

以上のことから、事業経営が困難になりますので、今回の制限をお願いしたところでございますが、よろしく審議賜りまして、本請願を採択されますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○浜口一利委員長 大谷参考人、ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

請願第1号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1つお伺いします。

請願の理由で、まさに運営上の、このインボイスという導入がされると、まさに運営上の死活問題となりますと、シルバー人材センターさんが生きるか死ぬかの、そういう制度導入だという理由が述べられております。

先ほどの説明で、これまで消費税分428万円、これがセンターの負担に、軽減措置が撤廃された暁にはなるということで、運営ができないということで、そのあたりはよく分かります。

シルバー人材センターが、こうした問題で今まで議会に請願をなされたということは、過去に例があるんでしょうか。

○浜口一利委員長 大谷参考人。

○大谷茂良参考人 現在のところ、請願を提出したということはありません。私の記憶にはありません。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 初めてシルバー人材センターとして議会に請願をなされたと、もう背に腹は代えられやんといえますか、何としても議会の協力、尽力、それを得たいと。そういう請願権を行使なされたわけですから、その思いというのは、私もよく分かります。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

この件については、議会のほうも勉強会を開催してということで臨んできたところなんですけれども、その中でご意見があれば。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 ほかにないので、以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、大谷参考人と押田参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、当委員会のためにご出席をいただき、貴重なご意見を述べていただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げます。

当委員会としましては、いただいたご意見を委員会審査に生かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、傍聴人の方に申し上げます。

当委員会において、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。なお、委員長の命令に従わないときは、退室を命じることがありますので、念のため申し上げます。また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第24号から議案第26号については一括して説明を受け、議案毎に質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、議案第24号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について、議案第25号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、議案第26号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、以上、担当課の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○濱口選挙管理委員会書記長 おはようございます。

選挙管理委員会書記長の濱口でございます。よろしく申し上げます。

それでは、選挙管理委員会の所管する議案といたしまして、議案第24号から議案第26号までを一括で説明のほうをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書1ページのほうをお開きください。

議案第24号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、選挙運動用自動車の使用の公営に関する限度額について引き上げたく、本提案とするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の1ページのほうをご覧ください。

第4条第2号アにおきまして、選挙運動用自動車の借入れ契約を行った場合の車両1台の1日当たりの限度額といたしまして、下線が引いてある部分でございます。1万5,800円が、改正後におきましては1万6,100円になります。イにおきましては、燃料用供給契約1回に当たり限度額が7,560円であったものが、改正後におきましては7,700円に引き上げられるものでございます。

それでは、続きまして、議案書は3ページになります。

議案第25号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

こちら、提案理由といたしましては、先ほどと同様に、公職選挙法施行令の一部改正に伴うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の3ページのほうをご覧ください。

第4条におきまして、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価で、下線が引いてある部分でございます。525円6銭であったものが、改正後におきましては541円31銭、また、ポスター掲示場の基準単価であります31万500円であったものが、改正後におきましては31万6,250円に引き上げられるものでござ

ざいます。

続きまして、議案書のほうは5ページになります。

議案第26号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらも同様に、公職選挙法施行令の一部改正に伴うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表のほうの4ページのほうをお願いします。

第4条及び第5条におきまして、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価で、下線が引いてあります部分でございます。7円51銭が、改正後におきましては7円73銭に引き上げられるものでございます。

これらの条例一部改正につきましては、3議案とも公布の日から施行しまして、次期選挙から適用されるものでございます。

説明は以上となります。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第24号についてご質疑はございませんか。24号です。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第25号についてご質疑はございませんか。

選挙運動用ポスター。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、続いて、議案第26号についてご質疑はございませんか。

これについてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第27号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 それでは、引き続きよろしくお願いをいたします。

議案書につきましては、7ページをお願いいたします。

議案第27号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、本市非常勤職員の育児休業の取得要件等について、国家公務員に準じた措置を講じたく、本提案とするものでございます。

説明につきましては、さきに提出させていただきました資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

よろしいですか。

○浜口一利委員長 お願いします。

○濱口総務課長 それでは、別紙のほうの資料をご覧ください。

改正の概要の中身といたしましては、大きく3つに分かれます。3つございます。

まず1つ目といたしまして、一番上です。育児休業、原則2回（改正前原則1回）まで取得可能ということで、原則といたしまして、子が1歳の誕生日の前日まで取得できる育児休業について、これが原則2回まで取得可能となります。

1項目目の真ん中のところでございます。取得回数の部分でございます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の部分でございます。一番上の取得要件と下の請求期限のところは、特に変更のほうはございません。

次に、2つ目といたしまして、網かけの2つ目です。産後パパ育休のところでございます。産後パパ育休は、子の誕生日から57日以内に取得する育児休業をいいます。この部分での取得要件の緩和が今回の改正でございます。

まず、取得要件のところでございますが、任期满了等の要件を判断する期間について、①のところ。子が1歳6か月になる日を、子の誕生日から57日目より6月を経過する日に緩和がされております。

次に、この部分は条例第2条第3号のアの改正がここの部分となります。また、取得回数につきましても、さきに説明した育児休業とは別に、ここでも2回まで取得が可能となります。この部分が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の部分でございます。

一番下にあります請求の期限につきましては、休業開始希望日の2週間前までに短縮のほうがされております。

なお、これらの改正による育児休業制度のイメージは、下のイメージのところを見ていただきますと、下段の四角囲みの改正後というところをご覧ください。

最大限活用いたしますと、産後パパ育休として出生から57日目以内に2回、58日目以降、続いて58日目以降に1歳到達日までの間に2回の育児休業を取得することができるようになります。

続きまして、裏面のほう、2ページ目のほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

最後、3つ目の改正になります。3つ目の改正といたしまして、子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

1歳6か月到達日まで育児休業が取得できる要件については、これまでは1歳到達日の翌日を初日とする育児休業であって、1歳到達日に本人または配偶者が育児休業をしておる。次、保育所等の利用を申し込んでいるが、1歳到達日後の期間について利用ができない。これらが特別な事情ということになっておりました。これに該当する必要がありました。そこで、そういったこの内容を解消するためには、夫婦が交代して取得することができませんでしたので、この取得要件につきまして、①になります、1歳到達日の翌日を、配偶者が1歳6か月までの子を養育するための育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以前の日を加えることで、こういったことが加えられまして、今度、夫婦交代での育児休業の取得が可能となります。

具体的には、下のイメージ図のほうの真ん中になります、改正後の①というところがございます、配偶者が育児休業している途中から育児休業を取得することが、今度は可能になったわけでございます。

上のほうに戻ってもらいまして、取得要件の②と③についてでございますが、ここの部分は変更はございません。

④につきましては、今回の改正に伴いまして新たに追加するものでございまして、1歳到達日から1歳6か月到達日まで取得する育児休業は、原則1回であることを明文化をしたものでございます。

なお、これらが条例第2条の3、第3号のアからエの改正に当てはまります。

それから、取得要件のところの米印の2番というところになります。特別の事情があるときは、③の要件のみに該当をすれば取得を可能とするものでございます。これは、内容は保育所等を利用を申し込んでいるということがここに当てはまるというふうになっております。

これによりまして、下のイメージ図でございまして、最下段にございまして、改正後2というところのとおり、1歳到達日に育児休業をしていなくても、また配偶者の取得状況に関わらず、1歳到達日の翌日以外を初日とする育児休業を取得することが可能となります。さらに、回数の制限も受けないため、複数回の取得が可能となる改正でございまして。

なお、特別な事情といたしましては、ほかの子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該ほかの子が死亡等したときなどは、条例第3条第1号から4号に掲げる事情として取扱いがされることとなっております。

これらの育児休業の請求期限につきましては、希望日の2週間前までに短縮されております。

最後になりますが、1歳6か月から2歳までの育児休業につきましても同様の規定を設けておりまして、条例第2条の4の改正がこれに当たります。

非常勤職員におけます育児休業制度の改正のポイントは以上となります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第27号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、1点お聞きします。

これ、今回、非常勤職員の育児休業制度を導入するということですが、これ、今現在の大体、それぞれの取得、鳥羽市において取得者がいて、どの程度、これによって増えるとかというふうな見通しとかってございましてでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課人事担当の山本です。よろしくお願いいたします。

先ほどの委員のご質問ですけれども、今回の改正は、より取得しやすくなるものでありまして、新たに取得する人が増えるというものではございません。ただ、産後パパ育休につきましては、これまでより柔軟に取得できるようになっておりますので、男性職員については増える可能性はありますけれども、残念ながら非常勤職員におきまして、これまで男性職員が取得した実績はございません。

以上となります。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これで、より制度的にも取得しやすいようにということですので、了解です。今のところはなかったという

ことですね。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他に。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。

いよいよ男性育児の休業が始まるということだと思うんですけども、新聞紙上ではこの10月から取得できるということで、よろしいのでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 新聞紙上等で10月1日から産後パパ育休が導入されるということやと思うんですけども、その件につきましては、民間の事業所さんについては、産後パパ育休という制度がこの10月1日から導入されます。

地方公務員につきましては、これまでも非常勤職員であったら出生の日から1歳到達日まで、正規職員であったら3歳到達日までの取得が可能ですので、これまでも既に産後パパ育休という制度がございました。今回は、その産後パパ育休を1回としていたものを、原則2回まで取得できるようになったという改正となっております。

以上となります。

○浜口一利委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

確認なんですけれども、いわゆる環境、育児パパの環境を、子育てしやすい環境に整えていくということはとても大事なことだと思いますので、例えば、鳥羽市の公務員の方ですので、職員さんになりますので、取得しやすい環境を今回整えていただきやすくなったと理解したんですけども、2回取得できるという説明があったと思うんですけども、これは2歳、子供さんが2歳児になるまで前後日にちを計算して、4週間ですか、総計4週間という形を取られるという、14日、4週間ですので、21日として、20日20日というんですか、取得できるという理解でよろしいのでしょうか。2回取れることになったんですよ。1歳6か月まで。すみません。

○浜口一利委員長 山本課長補佐、そのあたり、詳しくもう一度説明したってください。

○山本課長補佐 上手に説明できるかあれですけども、今回説明させてもらったのは、非常勤職員の改正のポイントとなっております。

この示させてもらった資料にあります、育児休業を原則2回まで取得可能にすること、それと産後パパ育休を2回まで取得可能にすることにつきましては、正規職員についても、大本の法律が改正されておりますので、正規職員も同じく改正されております。

それで、1歳までというのは、非常勤職員に限ることで、それが非常勤職員の場合、事情によって1歳半もしくは2歳まで延長ができる、これはこれまでの制度と変わりはありません。

坂倉委員がおっしゃる4週間、2回というのは、恐らく民間の育児休業法による産後パパ育休の制度かと思われる。民間のほうにつきましては、事業者によって異なるかも分かりませんが、産後8週間以内に4週間の産後パパ育休を取得できるという制度となっておりますので、4週間という形になっておりますが、

地方公務員の場合は、既に出生の日から8週間以内を産後パパ育休の期間としておりますので、4週間に限定されることはなく、男性職員が取得しやすい期間を取得してもらえる制度かと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 最後に、ありがとうございます。この育児、子育てという観点からとても大事なところだと思いますので、男性の方がどんどん取得しやすい市内の環境を整えていただきたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

山本委員が……。

(「ないです」の声あり)

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点確認します。

提案理由では、本市非常勤職員となっていますけれども、会計年度任用職員とイコールでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 基本的には、そう考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点目ですけれども、育休の給与の削減率といえますか、それはこの非常勤職員も正規職員も変わりませんか。

(何事か発言するものあり)

○浜口一利委員長 戸上委員、もう一度。

山本課長補佐。

○山本課長補佐 育児休業を取得したときの給与ということでよろしいですか。

○戸上 健委員 そうです。

○山本課長補佐 育児休業を取得した場合、正規職員もそうですけれども、本市からの給料はゼロとなります。

正規職員の場合は、共済組合から育児休業手当金というのが、確かなことは言えませんが、おおむね6割程度の手当金が1歳まで支給されます。非常勤職員のうち、パートタイム、会計年度任用職員というのは、雇用保険に加入しておりますので、雇用保険のほうから同様の手当が支給されることとなります。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 確認しますけれども、雇用保険から同様の、正規職員と同率の、正規職員の場合は、共済組合からでしたか、5割ないし6割給与が補填されます。この非常勤職員についても、雇用保険でこの同額が支給されるという理解でよろしいですか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 ごめんなさい、雇用保険の手当の率については、現在資料をお持ちしておりません、持っておりませんので、ちょっと正確な数字は言えません。ごめんなさい。

○浜口一利委員長 戸上委員、この件、今の件とこれ、ちょっと違ってくるもので、そのくらいで。

○戸上 健委員 分かりました。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、別添で頂いておる資料のことについてで、先ほどの坂倉委員へのご答弁の中で、説明をいただいたのかなとも、ちょっと思うところなんですけれども、若干ちょっとまだ私、自分が理解ができないので、もう一度になるかも分かりませんが、お聞かせください。

育児休業制度の改正イメージというような、棒グラフが2本描いてあるところなんですけれども、いわゆる育児休業、改正前は1本でぼんと入っていて、その下、改正後、このところは育児休業が、要は同じような長さのものが2つにぼんぼんと分かれているというようなイメージが描かれているんですけれども、答弁いただいた中には、取りやすくなるような制度改正であるというご答弁をいただいておりますとは理解をしておるんですけれども、何がどう変わるのかというのが、いま一歩理解がしにくくて。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 育児休業、これまで取得が原則1回となっておりますので、1歳到達日まで1本の育児休業という形となるんですけれども、今回、それが2回まで取得が可能になる。これの具体的な、想像できるメリットなんですけれども、女性職員が育児休業をしている方が、今回の改正でより取得しやすくなるかといったらそうではないと考えております。と言いましても、1歳到達日まで、原則として取得される方が多いので、その回数というのは1回となります。

今回の改正で取得しやすくなるのは、特に男性の職員の方だと考えております。配偶者の方が育児休業をしている期間に、全ての期間を育児休業をするというのは、なかなか難しいと考えている職員が、その1歳までの期間に2か月、それともう1回1か月とか、そういった柔軟な取得が可能になるというのが、今回の改正と考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第28号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課の平賀です。よろしくお願いいたします。

議案第28号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

提案理由といたしまして、昨年設置しました市民体育館メインアリーナへのエアコンに係る冷暖房料金の改正についてお願いするものです。

議案書13ページ、新旧対照表11ページをご覧ください。

改正部分は、1時間当たりの金額について、メインアリーナ4,200円を新設し、表の体制を整えるものです。料金設定につきましては、現行、サブアリーナの冷暖房料金が2,100円で、サブアリーナの面積621平方メートルのところ、メインアリーナの面積は1,328.4平方メートルと約2倍であるところから、4,200円というふうに設定させていただきました。

資料として、近接体育施設のアリーナの冷暖房使用料の比較表を添付させていただいております。比べてみても、平米単価では最も安く設定をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第28号についてご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 確認をさせていただきたいんですけども、このメインアリーナのところが4,200円、以前もそのような形であったと思うんですけども、例えば、これ時間で、もともと時間で契約になっていたのでしょうか。時間掛ける、何というんですか、単価という計算方式だったのでしょうかということなんです。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 そのとおりです。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

すみません、メインアリーナというのは、とても広いところでありますので、例えば、もちろん冷暖房を使うので、使用料金が発生してくるということは、もう常識のところだと思うんですけども、1日、何というんでしょうか、1日の利用分、例えば8時間であれば、その、何というんですか、金額を、それ以上は上がりませんよというような考え方というのはないのでしょうか。とても単価が高く、例えば2日借りようと思えば、非常に高い部分になるうかと思えますもんで、すみません、常識の範囲なのかも分かりませんが、ちょっと確認させてください。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 今のところ、上限の設定については考えておりませんので、使った分だけ払っていただくということになります。

○浜口一利委員長 ないようです。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回、この体育館、新設やと思うんですけども、これ、フロア面積でほかとの比較があつて、その中でもこの一番低い設定になっていますよね。多分、つけてある面積だけではなくて、つけてある機械の能力とかいろんなもので、ランニングコストって違うと思うんですけども、これ低く設定してある理由って何ですかね。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 あえて低くというか、メインアリーナと比較して倍の広さを持っているので、倍にさせていただいたということと、主にガスを使つての冷房ということになりますので、その分も考慮して、このよう

にさせていただきます。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 多分、これで計算ははじいたんだと思うんですけども、これで十分採算ベースというか、これでいけるというふうに踏んでのことだと解釈してよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 どちらが答える。

中村課長補佐。

○中村課長補佐 生涯学習課の中村です。よろしくお願いします。

今回は、今4,200円というような形で設定をさせていただいておりますが、昨年度、テスト的に何度か稼働はしておりますので、その料金と、大体1時間に換算すると5,500円程度となります。ただ、もともと令和4年度の指定管理料については、行政であるとか、学校関係の大会とか、そういった、もともと頂かない減免になる部分については、指定管理料で見させていただいておりますので、実際、指定管理料でいくと影響はないのかなど、実際は頂く料金のほうが、少し実績よりは低くなっているというような状況です。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今の中でいくと1,300円程度ですかね、実績でいくと1時間の差額が出てくる計算だと思うんです。それは指定管理料の中でやれるということだと思うんですけども、これで今回、こうやってもらって、十分これで、設定でいけるというふうなことでやったということですね。

○浜口一利委員長 答弁ある。

中村課長補佐。

○中村課長補佐 おっしゃるとおり、一応この4,200円の設定で、今の現在の指定管理料で運用といたしますようか、運営できるというふうに考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

コスト的には、使う側としては、使用料としては安く設定してもらったと思うんです。ただ、後々、それがずっと続けられるかどうかというのは、ちょっと不安があったので、ちょっとお聞きしました。

○浜口一利委員長 何とかいけるということで。

山本委員。

○山本哲也委員 ちょっと運用のところで、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、メインの場合ですと、多分半面半面の利用というのがあるかなというふうに思うんですけども、半面だけ利用される場合とかというの、変わらずこの金額なのかというのと、半面半面の利用者が違う場合、こちらで例えばバレーボールしとって、こちらがバスケットボールしていますとかという場合、じゃ、そういう場合は両方にその4,200円なのか、それともその4,200円を割って2,100円、2,100円とかというところなのか、片方が、私は冷暖房要りませんとかと、そういうややこしいあれが出てきた場合とか、その運用上のあれはどういうふうにしていくかというところは、ちょっとお聞かせください。

○浜口一利委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 その点についてなんですが、予約の際、一応、全面というか半面でも4,200円という設定で、予約の際に、片方は空調利用、片方は空調利用をしていないと、もちろん予約が前後する場合もあるんですけども、その時点で、例えば初めであればいいんですけども、例えば後に利用する団体があれば、初めの団体は空調を利用しますけれども、これは任意ですので、例えば半分、もし両方利用すれば、半分ご負担を頂くことは可能でしょうかという、それで要りませんと言えば、片方の団体が4,200円、利用するような形になっていくかなというところです。

以上です。

○浜口一利委員長 それでいいですね。

○山本哲也委員 その辺の、多分いろいろ、運用上出てくる可能性があるんじゃないかなというところなので、その辺は利用者にも分かりやすく案内していただきたいなというところがありますので、よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 半分使うんだ、まけよというような……。

河村委員。

○河村 孝委員 鳥羽市自体の財政事情で、利用者の事情もいろいろ加味して、この値段を出してもらったというところの説明は重々分かるんですけども、今のメインアリーナの冷暖房能力というのは足りているんですかね。資料を挙げていただいていますけれども、ほかの体育館やアリーナと比べて、設備自体の冷暖房能力というのは、今現在足りているんですかね。

○浜口一利委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 実際、設定温度を、昨年度も今年度もテスト的に実施させていただいている時はいったん25度設定で、実際に大会等があった時に測ってみたところ、27度から28度程度まで冷えるということは、実際テストで分かっておりますので、もう少し、22度設定にした際には、25度程度まで冷えるということは確認をできておりますので、設定温度によっては、ある一定、室温といいましょうかは冷えるかなというふうに認識しております。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 当初の計画の半分しか、恐らく設備入れられていないんですよ。断熱もしてもらったんで、その辺の保温効果によって、何とかぎりぎりのラインで運営できるのかなというふうに思うんですけども、こういう真夏日が続くような日に、朝一から、じゃ、それを、設備をかけて、会場が冷えて使えるまでに時間がかかってしまう、タイムラグが、その設備がぎりぎりの小さい設備なわけですから、タイムラグが出てくると思うんですよ。そうすると、最初の1時間というのは、もうなかなか冷えないだろうと、私は素人なりに思うんですけども、例えば、そういう冷えない1時間分はもう減免で、2時間目から、要は冷房能力が大きくて、一気に冷やせますよという設備があれば、それは最初の1時間目からもらってもいいと思うんですけども、なかなか設備がぎりぎり運用しとる以上、メインアリーナ全体が冷えるまで、私は時間がかかってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の柔軟な運用が必要ではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○浜口一利委員長 生涯学習課長。

○平賀生涯学習課長 すみません、運用に関しては、その予約時の時間等も計りながら、早めに冷房のほうを入れさせてもらって、その開始時までには何とか冷えるように、そんなことも考えながらやっていきたいと思えます。

○浜口一利委員長 河村委員。

○河村 孝委員 課長答弁していただいたとおりでいいと思います。

朝一から使われる方、ちょっと早めに来て、係の人に早めに冷房つけたってくれという配慮をしてあげることが大事かなというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○浜口一利委員長 ほかに、他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、続いて請願第2号の審査に入りますので、説明員の皆様は退席をお願いいたします。

それでは、これより、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について審査を行います。

こちらにつきましては、既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略します。

請願第2号についてご意見はございませんか。

この件についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆様で討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、説明員入室のため暫時休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第24号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立 全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第24号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第25号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号、鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第26号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第27号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第27号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第28号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、請願第1号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）における、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願について、採択することに賛成の方は起立をお願いをいたします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては、採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号、鳥羽の子どもたちの「豊かな学び」の保障と充実を求める請願について、採択することに賛成の方は起立をお願いをいたします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第2号につきましては、採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それではここで、委員の皆様方にお話をさせていただきたい事項がございますので、説明員の皆様は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、始めたいと思います。

先ほど採択いただきました請願第1号及び請願第2号について、9月27日本会議において採択された場合

の意見書案を事務局に配付させましたので、委員の皆様は目を通していただきたいと思います。

意見書案について、事務局より説明をいたさせます。

岡村書記。

○**岡村書記** すみません、私のほうからちょっと、9月27日の本会議において、先ほど審査いただきました請願第1号と第2号がまた採択された場合の意見書案について、ご説明のほうをさせていただきます。

先ほどお配りさせていただきました、まずインボイス制度のほうの意見書案なんですけれども、こちら朗読のほうは省略させてもらいますけれども、請願とほぼ内容のほうは同じになっているんですけれども、真ん中あたりの「そのような中、令和5年10月に」というところをちょっと進んでいただいて、ちょっと網かけで色ついている部分あると思うんですけれども、ここの文言を、ちょっと請願のほうから、ちょっと変更させていただきます。請願のほうは「年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されておりインボイス（適格請求書）を発行することができません。」となっていたんですけれども、意見書のほうは「年間課税売上高が1,000万円以下の消費税の納税義務が免除されている事業者はインボイス（適格請求書）を発行することができません。」というふうに、ちょっと意味合いのほうは、ちょっと通りやすいように、ちょっと変更のほうをさせていただきました。

次に、請願第2号のほうなんですけれども、こちらのほうもちょっと、内容はほぼ請願のほうと変わっていませんので、朗読のほうは省略させていただくんですけれども、請願のほうで、請願の理由が1、2、3、4というふうに、章立てみたいな形になっていたんですけれども、各その章立ての最後に「以上のような理由から」というふうに全てついていたと思うんですけれども、意見書のほうは、その「以上のような理由」というのが省かれているような状態での意見書案となっておりますので、本会議のほうでは、請願が採択されたら、この意見書のほうで上げさせていただきたいと思いますので、皆様、ちょっとご確認のほうをお願いしますということで、今日この時間を持たせていただきました。

説明は以上です。

○**浜口一利委員長** 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様よりご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

河村委員。

○**河村 孝委員** 事務局の補足というか、インボイスのほうは、皆さん勉強会に出られた方は、もうお話を聞いていただいていると思うんですけれども、それ以外の方は、何か表現がよう分からんというふうに思われるかと思うんですけれども、実際に1,000万円以下の事業者であっても、税務署さんの説明では、インボイスを発行することが、本人が手挙げてくれればできますんで、センターの会員さんが絶対にインボイスの発行ができないかというところを、そうではないというところを、税務署さんとの話合いで確認しました。なんで、微妙な表現なんですけれども、そういう表現に意見書のほうは変えさせていただくほうがよいのではないのかなというところで、この意見書案です。

子どもたちの「豊かな学び」の保障なんですけれども、請願のほうの2と3に関わる場所なんですけれども、読んでいただいて、どちらとも取れる内容なんですけれども、これは国へ提出する意見書となりますので、2のほうは加配についてを重きを請願されていると。3のほうは学校施設の維持管理についての要望のように

捉えられますので、加配については県ですし、学校施設の維持管理については市が条例もつくって責任を持たなければなりません。そういったところの、ちょっと表現が微妙だったので、それをまとめて国に対して国庫負担を含めて要望をするという意見書にニュアンスを変えさせていただいております。

ということです。以上です。

○浜口一利委員長 意見書案については、よろしいですか。1についても、請願1、2ともこのような意見書でよろしいですか。河村委員のほうからも説明があったと思うんですけども、事務局からも説明をさせていただいたということで。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、意見書案については、そのように取り扱うことといたします。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

これをもちまして、行政常任委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時18分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年9月12日

行政常任委員長 浜 口 一 利